

鳥取県告示第529号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市南安長一丁目10-9	特定非営利活動法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	児童デイサービス	平成20年12月31日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	居宅介護、重度訪問介護	平成21年7月1日
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31-1	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651-1	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277-1	〃	〃